

基安化発 0614 第 1 号
基労補発 0614 第 1 号
平成 25 年 6 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
労災補償部補償課長

職業性胆管がんに係る各局での相談体制の整備について

印刷事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事していた労働者に胆管がんが発症した事案に関連し、全国の印刷事業場の労働者等から胆管がんに係る相談が数多く寄せられたことから、平成 24 年 7 月から東京労働局及び大阪労働局に職業性胆管がんに関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、全国の労働者や家族からの質問に対する回答や発症者に対する労災請求手続の案内を一括して行ってきたところである。

一方、これまで、都道府県労働局（以下「各局」という。）において、各種化学物質ばく露防止対策を実施してきたことに加え、本年 3 月に、胆管がんの業務上外に係る検討会報告書を取りまとめ、印刷機、金属類の洗浄又は払拭の業務における化学物質のばく露防止対策を通達するなど、本省から各局に対して胆管がんの発症に関する情報伝達も行われてきたところである。

こうした状況を踏まえ、今後は各局労働基準部健康主務課、労災補償課及び所轄労働基準監督署において、通常業務の一環として職業性胆管がんに係る相談に的確に対応できるよう、整備を図られたい。

東京労働局及び大阪労働局に設置した相談窓口については、本年 6 月 28 日をもって終了とするので、各局においては、広報用ホームページなどの案内を、相談窓口電話番号から各局の相談対応部署に切り替えるなど、広報についても速やかに対応されたい。